【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月15日

【四半期会計期間】 第87期第1四半期(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

【会社名】 イオン株式会社

【英訳名】 AEON CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 岡田元 也

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 末次賢一

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 末次賢一

【縦覧に供する場所】 イオン株式会社 東京事務所

(東京都千代田区神田錦町一丁目1番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次			第87期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第86期
会計期間		自 平成22年 3月1日 至 平成22年 5月31日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 5月31日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
売上高	(百万円)	1,089,042	1,069,718	4,561,748
経常利益	(百万円)	24,723	30,877	182,080
四半期(当期)純利益	(百万円)	19,269	5,762	59,688
純資産額	(百万円)	1,162,706	1,204,423	1,219,236
総資産額	(百万円)	3,757,772	3,818,978	3,774,628
1 株当たり純資産額	(円)	1,105.96	1,142.61	1,159.73
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	25.18	7.53	78.01
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	22.03	6.58	68.31
自己資本比率	(%)	22.5	22.9	23.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	110,520	101,959	261,132
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,747	48,937	105,517
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,304	23,160	121,847
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	163,716	180,280	306,820
従業員数	(人)	74,857	75,687	74,465

<sup>(</sup>注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

<sup>2</sup> 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載の通りです。

### 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

# (1) 異動

異動があった関係会社のうち、重要な関係会社はありません。

# (2) 新規

新たに当社の関係会社になった会社のうち、重要な関係会社はありません。

#### (3) 除外

重要な関係会社に該当しなくなった会社の内容は以下のとおりであります。

						***			関係内容		
名称	住所	資本金   事業内容   所有割合	1 生 土 川 久		議決権の 所有割合	役員の兼任等(人)		資金	営業上の	設備の賃	
	(6/313)	(%)	当社 役員	当社 社員	援助	取引	貸借関係				
(株)マイカル	大阪市 中央区	20,000	ゼネラル・ マーチャン ダイズ・ ストア	100.00	1		該当事項 なし	業務受託 手数料	該当事項なし		

- (注) 1 連結除外となった会社については、前連結会計年度末の状況を記載しております。
  - 2 (株)マイカルは、平成23年3月1日付で、提出会社の連結子会社であるイオンリテール(株)を吸収合併存続会社とする吸収合併により、解散しました。

### 4 【従業員の状況】

# (1) 連結会社の状況

### 平成23年5月31日現在

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、[ ]は外書で、当第1四半期連結会計期間の臨時従業員数であります。
  - 2 臨時従業員数は、パートタイマーの期中平均人員(但し、1日勤務時間8時間換算による)であります。

### (2) 提出会社の状況

### 平成23年5月31日現在

	カルエロー コノコロ・ロブルエ
従業員数(人)	407[70]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、関係会社等からの受入出向者487人を含み、関係会社等への出向者104人を除いております。
  - 2 従業員数の[ ]は外書で、当第1四半期会計期間の臨時従業員数であります。臨時従業員数は、パートタイマーの期中平均人員(但し、1日勤務時間8時間換算による)であります。

# 第2 【事業の状況】

# 1 【販売の状況】

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
GMS事業	607,796	94.4
SM事業	270,486	105.1
戦略的小型店事業	48,899	111.9
総合金融事業	39,936	99.0
ディベロッパー事業	37,223	100.6
サービス事業	73,510	98.2
専門店事業	70,531	96.8
アセアン事業	21,494	99.7
中国事業	27,802	102.6
その他事業	58,825	100.7
調整額	56,546	
合計	1,199,961	98.8

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 戦略的小型店事業の営業収益には、コンビニエンスストアの加盟店売上高(当第1四半期連結会計期間92,703百万円)は含んでおりません。
  - 3 当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。各セグメントの対前年同四半期比は、前年同四半期の実績を変更後の区分に組み替えた上で算出し、参考として記載しています。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

# 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

### (1)経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間は、景気に緩やかな回復の兆しが見られたものの、東日本大震災後、インフラの被災や計画停電による製造業をはじめとする生産活動への影響、さらに原発事故による放射性物質漏れに対する健康被害への不安の高まり等により、国内経済環境が大きく様変わりするとともに、先行きの不透明感が広がりました。

このような状況のなか、生活者のインフラとしての役割を担う当社は、自社でコントロール可能な独自のサプライチェーン、グローバルソーシング力等を活用し、被災地への生活必需品の供給、店舗の販売活動の早期再開に尽力しました。震災後、即座に臨時の物流ラインを構築することで、物流拠点等の被災による影響を最小限にとどめ、被災地のグループ店舗へ商品をいち早く安定的に供給しました。店舗においては、非常時におけるお客さまの切実かつ変化する需要にお応えするため、GMS(総合スーパー)、SM(スーパーマーケット)、HC(ホームセンター)等の業態を越えた品揃えを展開しました。また、被災地の生活応援及び全国の消費を喚起するべく、グループ企業が運営する全国のショッピングセンター(SC)内の専門店計約22,500店舗、及びグループ直営のGMS等約500店舗の合計約23,000店舗において「がんばろう日本!復興応援特別セール」を4月上旬と下旬の2回にわたり開催しました。生活必需品をはじめ、家電や季節商材等、各エリアによって異なるニーズに応えた商品展開及び売場を拡充し、お客さまにご支持いただきました。

さらに、当期を初年度とするイオングループ中期経営計画(平成23年度~平成25年度)に則り、「アジアマーケット」「大都市マーケット」「シニアマーケット」の3つの領域へ経営資源を重点配分し、グループー体となって新しい成長機会を獲得するための基盤づくりを進めるとともに、より一層のコスト構造改革等、収益性の向上に努めました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の連結業績は、営業収益1兆1,999億61百万円(対前年同四半期 比98.8%)、営業利益283億1百万円(同129.9%)、経常利益308億77百万円(同124.9%)となりました。 特別損失として、震災関連損失306億17百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額177億73百万円を 計上したこともあり、四半期純利益は57億62百万円(同29.9%)となりました。

なお、グループ共通の商品機能として展開するブランド「トップバリュ」においては、原材料や資材調達先の集約とともに、さらなる物流の効率化を進めるベくサプライチェーンの見直しを進め、より一層の値入率の向上に努めました。商品開発においては、新たに「トップバリュ 牛肉コロッケ」や「トップバリュもっちりバナナ」「トップバリュ 春掘りじゃがいも」等、惣菜や生鮮食品においても展開を拡大し、食の鮮度や簡便性に対して高まるお客さまのニーズにお応えしました。また、震災後の節電需要に対応し、「トップバリュ共環宣言 LED電球」の拡販や、「トップバリュ クーリッシュファクト」シリーズとして、より一層機能性を高めたインナーに加え、パジャマやドレスシャツ、並びに身体に触れる部分が冷たく感じられる「接触冷感」機能を持つ寝具「トップバリュ クーリッシュファクト 敷きパッド」の展開を強化し、好調に推移しました。結果、「トップバリュ」の当第1四半期の売上高は、約1,134億円、対前年同四半期比106.0%と伸長しました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。各セグメントの営業収益及び営業利益における 対前年同四半期比は、前年同四半期の実績を変更後の区分に組み替えた上で算出し、ご参考として記載して います。

### GMS事業

GMS事業は、当第1四半期連結会計期間において3店舗を出店しました(持分法適用関連会社の開閉店なし)。

当期首において、イオンリテール(株)と(株)マイカルが統合し、グループGMS事業3社の合併(イオンマルシェ(株)は平成22年12月1日合併)による新生イオンリテール(株)が誕生しました。同社は、営業収益2兆円を超えるスケールメリットを最大化するとともに、本州・四国エリアを8カンパニーに分割し、北海道、九州、沖縄エリアでGMSを運営するグループの連結子会社を合わせ、全国11エリアそれぞれの地域において、より密着した経営ができる体制を整えました。また、国内のGMS店舗名称を従来の「ジャスコ」「サティ」「ポスフール」から「イオン」に統一し、ブランド効率の向上に取り組むとともに、スケールメリットをいかした共同仕入れの強化や重複機能の解消による組織の効率化をはかってまいります。

イオンリテール㈱は、3月、新生イオンリテール㈱の誕生を記念した「ハッピーニューイオンセール」を3回にわたって実施し、「イオン」への店舗名称統一をお客さまに訴求するとともに、震災以降も「がんばろう日本!復興応援特別セール」等を実施し、各エリアのお客さまのニーズや志向にきめ細かく対応した品揃え、売場づくりに努めました。非被災地においては、当第1四半期連結会計期間の各月度で、既存店売上高(同曜ベース)が前年同月度を上回り、また、被災地においても近隣の皆さまの支援に取り組むとともに、店舗の販売活動の早期再開に努め、日を追うごとに変化するお客さまの必需品へのご要望にお応えしました。結果、当第1四半期におけるイオンリテール㈱の既存店売上高は、対前年同四半期比99.4%(内訳は衣料94.2%、食品100.8%、住居余暇100.9%)となりました。直営荒利益率については、地震により被災した物流をはじめとするサプライチェーンの復旧に全力で取り組み、お客さまが必要とされる商品をいち早くお届けすることを最優先する一方、引き続き在庫コントロールやイオンのブランド「トップバリュ」の販売強化に努め、前年同四半期並みとなりました。また、経費コントロールをより強化し、人件費や設備費を中心に効率化を進めることで、既存店販管費は対前年同四半期比95.5%に抑えました。(イオンリテール㈱の対前年同四半期比については、前年の旧イオンリテール㈱店舗の実績と比較したご参考数値となります。)

以上の結果、GMS事業の営業収益は6,077億96百万円(対前年同四半期比94.4%)、営業利益は26億90百万円(同1358.3%)となりました。

#### SM事業

SM事業は、当第1四半期連結会計期間において9店舗を出店、4店舗を閉店しました(持分法適用関連会社を除くと4店舗の出店、2店舗の閉店)。

SM事業では、引き続き積極的な出店を行うとともに、既存店の収益性改善に取り組む事業構造改革を推進しました。購買頻度の高い商品や季節商材を中心に、重点販売商品を明確化し、販売を強化したほか、商圏特性やお客さまのニーズに合わせ、DS業態店舗「ザ・ビッグ」への転換を進めたこと等が寄与し、SM事業全体の既存店売上高は前年同四半期を上回りました。また、「トップバリュ」の拡販や全国チェーンのスケールメリットを活用した仕入れの強化に加え、店舗運営においても電力消費抑制や、継続的な作業効率の見直しによる人件費の削減等、ローコストオペレーションの徹底に努め、競争力の強化と収益改善をはかりました。

以上の結果、S M事業の営業収益は2,704億86百万円(対前年同四半期比105.1%)、営業利益は40億9百万円(同302.9%)となりました。

#### 戦略的小型店事業

ミニストップ(株は、当第1四半期連結会計期間において、国内及び海外の総店舗数が3,828店舗となりま した。国内コンビニエンスストア事業において4店舗を出店、15店舗を閉店し、当第1四半期末店舗数は 1,976店舗となりました。グループの商品調達力をいかし、震災による商品の供給不足や遅延を最小限にと どめ、いち早い店舗営業の再開に努めたことで、地域のお客さまにご支持いただきました。店内加工ファス トフードにおいては、主力商品であるソフトクリームのバニラを10年ぶりに一新したほか、前期より開始し た店内加工の「手づくりおにぎり」と「惣菜」の取り扱い店舗数を順調に拡大し、当第1四半期連結会計 期間の既存店1店1日当たりの売上高は前年同四半期を上回りました。また、お客さまの内食志向に対応 し、「トップバリュ」を中心としたデイリー商品や冷凍食品、並びに農産商品の販売の拡充に取り組みまし た。ドラッグストアの専門性とコンビニエンスストアの利便性を融合した店舗開発とフランチャイズ事業 の展開を目的に、前期に設立した㈱れこっずは、当第1四半期連結会計期間に3店舗を新たに出店し、当第 1四半期末店舗数が6店舗となる等、国内エリアフランチャイズ事業は54店舗となりました。また、海外に おいては、韓国ミニストップ㈱が、当第1四半期において69店舗を出店、15店舗を閉店したほか、中国におい て店内加工ファストフードのフォーマット確立に努める青島ミニストップ有限公司は、新たに 2 店舗を出 店し、当第1四半期末の店舗数を15店舗としました。フィリピンのロビンソンズ・コンビニエンス・スト アーズ・インクの店舗を含み、同社の海外総店舗数は1,798店舗と順調に出店数を伸ばし、同社連結業績は 増収並びに営業増益となりました。

「大都市マーケット」へ積極的な出店を進める都市型の小型スーパー「まいばすけっと」は、当第1四半期末の総店舗数が187店舗となりました。震災により商品の需給バランスが大きく変化したなかでも、グループの商品調達力をいかし、お客さまが必要とされる日用品や食品、飲料を十分に品揃えし、いつもと変わらぬお値打ち価格でご提供したことがお客さまのご支持をいただき、売上を大きく伸ばしました。また、店舗オペレーションの効率化をより一層進めたことが寄与し、収益性が向上しました。

以上の結果、戦略的小型店事業の営業収益は488億99百万円(対前年同四半期比111.9%)、営業利益は8億65百万円(前年同四半期より11億14百万円の改善)となりました。

# 総合金融事業

イオンクレジットサービス(株)は、クレジット事業において、クレジットカード、キャッシュカード、「WA ON」の機能・特典が一体となった「イオンカードセレクト」をはじめ、会員募集を強化したことにより、 国内の有効会員数が期首より24万人純増の2,024万人に拡大しました。カードショッピング取扱高について は、震災の影響を受けた4月度の対前年同月比101.2%から、5月度には、イオングループの全国一斉セール 等、グループ企業との共同販促企画が寄与し、同114.6%と急伸しました。結果、当第1四半期連結会計期間 のカードショッピング取扱高は、対前年同四半期比108.0%となりました。電子マネー事業では、当第1四半 期末におけるイオンの電子マネー「WAON」の利用可能箇所数が約112,000箇所、累計発行枚数は約 1,970万枚、決済総額は2,315億円(前年同四半期比121.5%)となり、順調に拡大しました。なお、イオンが ご利用金額の0.1%をカード毎に設定された基金等に還元し、地域貢献や地域との絆を深めることを目的に 発行する「地域貢献WAON」は、当第1四半期新たに12種類発行し、当第1四半期末発行済み「地域貢献 WAON」は合計29種類となりました。また、同社は銀行代理業においてもインストアブランチの開設を進 め、口座開設業務や、定期預金・住宅ローンの取次ぎ業務を強化しました。海外事業では、香港、タイ、マレー シアの上場子会社を中心に会員募集を強化したことに加え、新たな事業展開地域においても業容を順調に 拡大させました。同社連結では、貸金業法改正に伴う与信の厳格化等による融資取扱高の減少や海外事業に おける円高の影響もあり、営業収益は前年同四半期並みとなりましたが、貸倒引当金繰入額の改善に加え、 ローコストオペレーションを徹底したこと等により、営業増益を確保しました。

以上の結果、総合金融事業の営業収益は399億36百万円(対前年同四半期比99.0%)、営業利益は44億93百万円(同108.9%)となりました。

なお、持分法適用関連会社の㈱イオン銀行は、より強固な財務基盤の構築に向けた取り組みを強化し、イオン連結対象期間である同社の前年度第4四半期(平成23年1月1日~3月31日)において四半期純利益が黒字となりました。口座数や預金残高の順調な増加に加え、住宅ローンを中心とした貸出金残高の積み上げによる利息収入の増加、安定的な資産運用による利息配当金の増加等により、収益性が大きく改善しました。

#### ディベロッパー事業

イオンモール(株は、当第1四半期連結会計期間において、2箇所のモール型SCを開設するとともに、既存3SCのリニューアルを実施しました。イオングループが総力を挙げて実施した「がんばろう日本!復興応援特別セール」は、震災によるお客さまの消費抑制や自粛ムードの緩和を促し、来店客数と専門店売上の増加につながりました。また、「アジアマーケット」における積極的な事業拡大を目指し、中国において既存SCのリニューアル計画を進めるとともに、北京・天津エリアに続く新たなエリアにおいて新規物件の発掘に取り組みました。さらに、アセアンにおいても既に物件が具体化しているベトナムに続き、インドネシア、カンボジア、ラオス、マレーシア及びインドにおいてSC開発に向けた市場調査に着手しました。

以上の結果、ディベロッパー事業の営業収益は372億23百万円(対前年同四半期比100.6%)、営業利益は 92億12百万円(同96.4%)となりました。

#### サービス事業

イオンディライト(株)は、顧客企業のノンコア業務を一括して引き受ける総合ファシリティマネジメントサービス事業を強力に推進するべく、当第1四半期連結会計期間において家事支援サービス会社の(株力ジタク、並びにコンビニエンスストアやファストフード店等の小型店舗のトータル管理に強みを持つエイ・ジー・サービス(株)の株式を取得し、連結子会社としました。同社は、当第1四半期連結会計期間において、震災による被害からの復旧に向けた各種提案活動や非被災地におけるグループ外での新規顧客の開拓を積極的に実施したほか、前期に合併したチェルト(株)との統合による業務の効率化をより一層推進し、収益性が向上しました。また、(株)イオンファンタジーは、店舗別の遊戯機械品揃えの見直しがお客さまに支持されたことに加え、震災後はお客さまのインドア志向への高まりに対応した取り組みを強化したこと等により大きく売上高を伸ばしました。

以上の結果、サービス事業の営業収益は735億10百万円(対前年同四半期比98.2%)、営業利益は34億14百万円(同89.1%)となりました。

#### 専門店事業

(株ジーフットは、新生イオンリテール(株の誕生に伴い、GMS店舗の直営靴売場の販売業務受託を拡大したほか、グループを挙げた全国一斉セール等の販促効果が奏功し、増収となりました。ペットシティ(株は、当第1四半期連結会計期間、グループの新設SCを中心に6店舗出店したことに加え、新商品の開拓やトリミング、ペットホテル等の稼働率向上に取り組みました。また、震災後のガソリン需要の高まりに対応し、安定的な供給に全力を尽くしたメガペトロ(株)が増益となったほか、(株)未来屋書店や(株)メガスポーツにおいても、復興需要に対応した品揃えや売場の見直しをはかるとともに、引き続きコストコントロールに努めることで、収益改善に取り組みました。

以上の結果、専門店事業の営業収益は705億31百万円(対前年同四半期比96.8%)、営業損失は9億23百

万円(前年同四半期より1億38百万円の減益)となりました。

#### アセアン事業

アセアン事業では、「アジアマーケット」におけるグループの事業展開を加速するべく、アセアン本社設立へ向けた組織改革を実施し、準備作業に着手するとともに、タイ、マレーシアにつづき、ベトナムやインドネシア、カンボジア、ラオス、インドにおける事業化に向けた市場調査に注力しました。

イオンマレーシア(AEON CO. (M) BHD.)は、当第1四半期連結会計期間(連結対象期間は1月から3月)、年明けや春節等の季節行事及び社会行事に対応した品揃えの充実、並びに売場づくりに努めたほか、引き続きコスト構造改革を推進しました。マレーシアでは、春節後にお客さまの節約志向が急速に高まったこともあり、価格訴求型の販促企画や商品展開に取り組みました。イオンタイランド(AEON(Thailand)CO., LTD.)は、当第1四半期連結会計期間においてSM3店舗を出店しました。「都市型小商圏フォーマット」に対応した小型スーパーの新規展開を積極的に推進し、お客さまにご支持いただきました。また、砂糖や食用油の品不足による需要の高まりにいち早く対応し、商品の安定供給に努めたほか、重点販売商品の拡販が荒利益率改善に寄与しました。

以上の結果、アセアン事業の営業収益は214億94百万円(対前年同四半期比99.7%)、営業利益は14億61 百万円(同86.8%)となりました。

#### 中国事業

中国事業(連結対象期間は1月から3月)では、当第1四半期連結会計期間においてGMS1店舗を出店しました。引き続き個人消費が活発な中国において、春節準備用品としてギフト用の酒類や加工食品の販売を強化するとともに、バレンタインデー、婦人節等の社会行事にきめ細かく対応した品揃え及び売場展開を拡充しました。また、ベビーフェアや家事用品フェア等、お客さまのニーズに合わせたセールや「お客さま感謝デー」等の販促企画を着実に実施したことに加え、設備費や人件費を中心にコスト構造改革を進め、より一層店舗運営の効率化に努めました。また、中国における一層の競争力向上とグループの事業展開を加速するべく、中国本社の設立に向け、現地経営人材の登用を積極的に進めたほか、店舗・商品開発力の強化に取り組みました。

以上の結果、中国事業の営業収益は278億2百万円(対前年同四半期比102.6%)、営業利益は7億87百万円(同111.4%)となりました。

#### (2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前期末から443億50百万円増加し、3兆8,189億78百万円(前期末比101.2%)となりました。前期末からの増加の主な要因は、現金及び預金が1,230億68百万円減少した一方、SCの新規出店及び資産除去債務に関する会計基準の適用等により有形固定資産が697億44百万円、金融子会社等の受取手形及び売掛金が392億77百万円、繰延税金資産が345億17百万円、たな卸資産が134億76百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

負債は、前期末から591億63百万円増加し、2兆6,145億55百万円(同102.3%)となりました。前期末からの増加の主な要因は資産除去債務が385億20百万円、短期借入金が259億40百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

純資産は前期末から148億13百万円減少し、1兆2,044億23百万円(同98.8%)となりました。

### (3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度

末に比べ1,265億39百万円減少し、1,802億80百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による結果、減少した資金は1,019億59百万円(前年同四半期比92.3%)となりました。前第1四半期連結会計期間に比べ85億60百万円支出減少した主な要因は、売上債権の増加額が202億40百万円、仕入債務の減少額が209億49百万円それぞれ減少したこと等による収入の一方、たな卸資産の増減額が151億67百万円、法人税等の支払額が106億26百万円、その他の資産・負債の増減額が45億72百万円それぞれ増加したこと等による支出によるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による結果、減少した資金は、489億37百万円(前年同四半期比559.5%)となりました。前第1四半期連結会計期間に比べ401億90百万円支出増加した主な要因は、前第1四半期連結会計期間において米国子会社株式の譲渡と同時に貸付金を回収したこと等により、貸付金の回収による収入が444億97百万円減少したこと等によるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による結果、増加した資金は、231億60百万円(前年同期比1005.0%)となりました。前第1四半期連結会計期間に比べ208億56百万円増加した主な要因は、当第1四半期連結会計期間において、社債の発行による収入が198億93百万円あったこと等によるものです。

### (4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。 なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容 等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

#### 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容及びその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めてきており、この理念がイオンの企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものであります。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記のイオンの企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

#### 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所(証券取引所)に上場し自由な売買が可能ですが、時として短期的な利益を追求するグループ等による買収が、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものと考えることから、買収提案のあった際

に、株主の皆さまが、充分かつ正確な情報と充分な時間の下にご判断いただけるよう、また、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為への対策として、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針(買収防衛策)の改定に関する件」を平成21年5月14日開催の第84期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%を超える株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者らの概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買収資金源、買収後の経営方針等につき当社への充分な情報提供を行うことなどの買収ルールの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家 1 名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重した上で、所定の評価期間(60日間または90日間)内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会及び独立委員会においては、判断の客観性を更に高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合等には、所定の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることといたしました。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するとさは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただかなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施してまいりますが、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に充分に情報開示し、ご判断に供していただけるよう にしてまいります。

なお、この買収防衛策の有効期間は3年間(平成21年3月1日から起算して3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで)であります。

上記 の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者らの概要だけでなく、資金面の背景及び資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買収後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念(上記基本方針)に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針及び当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

#### (5)研究開発活動

該当事項はありません。

# 第3 【設備の状況】

# (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### (2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、拡充、改修のうち、当第1四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、拡充、改修のうち、当第1四半期連結会計期間において完了したものは以下のとおりであります。

会社名	セグメントの 名称	事業所名 (所在地)	区分	完了年月	投資額 (百万円)	備考
マックスバリュ東海㈱	S M	マックスバリュ清水八坂店 (静岡市清水区)	新設	平成23年3月	1,611	
イオンモール(株)	ディベロッパー	イオンモール甲府昭和 (山梨県中巨摩郡昭和町)	新設	平成23年 3 月	1,627	
イオンリテール(株)	GMS	イオン甲府昭和店 (山梨県中巨摩郡昭和町)	新設	平成23年 3 月	817	
イオンモール(株)	ディベロッパー	イオンモール大牟田 (福岡県大牟田市)	新設	平成23年 3 月	10,396	
イオンリテール(株)	GMS	イオン伊丹昆陽ショッピング センター (兵庫県伊丹市)	新設	平成23年 3 月	31,230	
イオンリテール(株)	GMS	レイクタウンアウトレット (埼玉県越谷市)	新設	平成23年 4 月	4,816	
イオンリテール(株)	GMS	イオン大和店 (神奈川県大和市)	新設	平成23年 5 月	979	

は、平成23年5月28日に完了しましたが、所有会社であるイオンリテール(株の当第1四半期末の平成23年5月20日では完了しておりません。よって当該投資額の一部は、当第1四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表では「建設仮勘定」に含まれております。

(注)上記金額には、資産除去債務会計基準適用による増加額は含まれておりません。

前連結会計年度末に計画した重要な設備の除却、売却のうち、当第1四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は以下の とおりであります。

会社名	セグメント の名称	事業所名 (所在地)	区分	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	工事開始	完成予定
イオンリ テール(株)	GMS	(仮称)イオン新船橋 ショッピングセンター (千葉県船橋市)	新設	13,026	359	自己資金 及び 借入金	平成19年11月	平成24年4月

(注)上記金額には、資産除去債務会計基準適用による増加額は含まれておりません。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

# (1) 【株式の総数等】

# 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

# 【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年 5 月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	800,446,214	800,446,214	株式会社東京証券 取引所(市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	800,446,214	800,446,214		

<sup>(</sup>注) 提出日現在の発行数には、平成23年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

# (2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(第1回株式報酬型ストックオプション)

平成18年5月12日の株主総会の特別決議及び平成19年4月4日開催の取締役会の決議により発行した 新株予約権は、次のとおりであります。

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成19年 5 月21日 ~ 平成34年 5 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは 原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものと します。

#### 第2回新株予約権

平成18年10月4日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	918
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1、3、4
新株予約権の行使期間	平成18年10月23日 ~ 平成28年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	(注) 5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7、8

- (注) 1 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質は以下のとおりです。
  - (1) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正後行使価額又は調整後行使価額が当初行使価額(3,196円)を下回った場合には、交付される株式数は増加します。
  - (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 本新株予約権の行使価額は、平成18年11月6日以降、各行使の効力発生日の前日まで(当日を含む。)の3連 続取引日の毎日の売買高加重平均価格の平均値の97.5%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、 小数第2位を切り捨てます。)に修正されます。
  - (3) 行使価額の下限等
    - 本項第(2)号に従い、かかる算出の結果、修正された行使価額が本新株予約権の割当日の直前の取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満を切り上げた金額(以下「下限行使価額」といいます。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、目的となる株式の数の上限及び資金調達額の下限については、(注)2をご参照下さい。
  - (4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。((注)7「新株予約権の消却事由及び消却の条件」をご参照下さい。)
  - (5) 本新株予約権の行使についての所有者との取り決めは、(注) 6 記載のとおりコミットメント契約を締結しております。
  - (6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との取り決めの内容

所有者は、本新株予約権の行使により取得することとなる当社の普通株式の数の範囲内で行う当社の普通株式の売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的とした当社の普通株式の借株を行わない旨を取り決めております。ただし、本新株予約権の行使ができなくなった場合はこの限りではありません。

所有者は、本新株予約権の行使により取得することとなる当社の普通株式を第三者に売却し又はその他処分をする場合には、米国1933年証券法に基づく登録又はかかる登録からの免除規定に従ってこれを行うものとします。

2 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、金10,000,000円を新株予約権の行使価額で除した数とし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた数とします。

- 3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個につき、行使価額に割当株式数を乗じた額とし、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が交付する株式 1 株あたりの払込金額(行使価額)は、当初金3,196円とします。ただし、行使価額は(注) 1 (2)(3)又は(注) 4 に定めるところに従い修正又は調整されます。
- 4 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株式を発行する場合、又は自己株式の処分を行う場合等により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により行使価額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。)を調整します。

- 5 本新株予約権の行使による1株あたり発行価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、本新株予約権の払込金額の総額(321百万円)を加えた額を新株予約権の目的となる株式の数で除した額とし、資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満の端数が生じたときはその端数は切り上げます。)とします。
- 6 当社は割当先との間で本新株予約権の行使に関し、次の内容のコミットメント契約を締結しています。
- (1) 割当先は、行使期間中の毎年6月と12月の第2月曜日から始まる10取引日の間に51個を基本とした新株予 約権を行使する義務があるものとします。なお、各行使個数については、当社よりの申し入れにより調整されることがあります。
- (2) 当社は、割当先に対し、新株予約権を1個315,000円で買取請求することができるものとします。
- 7 新株予約権の消却事由及び消却の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当社代表執行役が別途定める取得日の2週間前までに通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり金315,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は当社代表執行役が別途定める一部を取得することができます。残存する本新株予約権の一部を取得する場合には、当社代表執行役は抽選その他の合理的な方法により当該一部の決定を行うものとします。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社代表執行役の決定)で承認されたときは、会社法第273条第2項の規定に従って、当社代表執行役が別途定める取得日の2週間前までに通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり金315,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができます。
- 8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称します。)を行う場合は、(注)7(2)により当社が本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付します。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、(注)1から(注)7に記載の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権信対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約 権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上(注)2 に準じて決定します。
- (4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継新株予約権の行使価額に当該各承継新株 予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。承継新株予約権の行使価額は、当該組織再編 行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し、(注) 1 (2)(3)及び(注) 4 に準じた修正又は調整がなされるものとします。
- (5) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から表「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項 表「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)7に準じて決定します。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)5に準じて決定します。

# 第3回新株予約権(第2回株式報酬型ストックオプション)

平成19年5月11日の報酬委員会による決議及び平成20年4月7日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	790
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年 5 月21日 ~ 平成35年 5 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは 原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします

# 第4回新株予約権(第3回株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月15日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	204
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年11月21日 ~ 平成35年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 711 資本組入額 356 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは 原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします

# 第5回新株予約権(第4回株式報酬型ストックオプション)

平成21年4月14日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年 5 月21日 ~ 平成36年 5 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 765 資本組入額 383 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは 原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものと します。

### 第6回新株予約権(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)

平成21年11月10日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月31日)		
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,981		
新株予約権の数(個)	49,981		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,460,497 (注)1		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901.2 (注) 2		
新株予約権の行使期間	平成22年1月4日~ 平成24年11月20日 (注)3		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901.2 資本組入額 451 (注)4		
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使する ことはできないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、 本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することは できないものとする。		
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が 付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の 価額は、各本社債の払込金額と同額とする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5		

- (注) 1 本新株予約権 1 個の行使により当社が交付する普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社 債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注) 2 記載の転換価額で除して得られる数としており ます。この場合に 1 株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしており ます
  - 2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。

転換価額は、当初、908円としております。ただし、転換価額は下記(1)~(4)に定めるところに従い調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整するものとしております。

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるとしております。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、本新株予約権付社債と同時に発行される第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)。

(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって、転換価額を調整することとしております。

 調整後
 =
 調整前
 ×

 転換価額
 ×

時価 - 1株あたり特別配当
時価

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

(4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式 交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記 のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。
  - (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。)
  - (2) 振替機関が必要であると認めた日
  - (3) 平成24年11月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業 日以降
  - (4) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
  - (5) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間
- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。
- 5 当社が、組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限ります。)は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)~(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとします。
  - (1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

- (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とします。
- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

(4) 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注) 2 記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。

- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、出 資される当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日(当社が上記(注)3(5)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該 組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から上記 (注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定める ところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生 ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増 加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件 各承継新株予約権の一部については、行使することができないものとします。
- (9) 承継新株予約権の取得事由 取得事由は定めないものとします。

#### 第7回新株予約権(第7回無担保転換社債型新株予約権付社債)

平成21年11月10日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月31日)		
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,991		
新株予約権の数(個)	49,991		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,096,959 (注)1		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	924.1 (注) 2		
新株予約権の行使期間	平成22年 1 月 4 日 ~ 平成25年11月20日 (注) 3		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 924.1 資本組入額 463 (注)4		
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使する ことはできないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、 本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することは できないものとする。		
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5		

- (注) 1 本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社 債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注) 2記載の転換価額で除して得られる数としており ます。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしており ます
  - 2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。

転換価額は、当初、931円としております。ただし、転換価額は下記(1)~(4)に定めるところに従い調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整するものとしております。

 調整後<br/>転換価額
 =
 調整前<br/>転換価額
 ×

 </t

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるとしております。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、本新株予約権付社債と同時に発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)。

(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって、転換価額を調整することとしております。

 調整後
 =
 調整前
 ×

 転換価額
 ×

時価 - 1株あたり特別配当
時価

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

(4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式 交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記 のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。
  - (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。)
  - (2) 本社債の利息が支払われる日の前営業日
  - (3) 振替機関が必要であると認めた日
  - (4) 平成25年11月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業 日以降
  - (5) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
  - (6) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとします。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間
- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。
- 5 当社が、組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限ります。)は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)~(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとします。
  - (1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

- (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とします。
- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

(4) 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注) 2 記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。

- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、出 資される当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日(当社が上記(注)3(6)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該 組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から上記 (注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定める ところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生 ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増 加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件 各承継新株予約権の一部については、行使することができないものとします。
- (9) 承継新株予約権の取得事由 取得事由は定めないものとします。

第8回新株予約権(第5回株式報酬型ストックオプション)

平成22年5月13日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 5 月31日)
975
普通株式
97,500 (注) 1
1
平成22年 7 月21日 ~ 平成37年 7 月20日
発行価格 886 資本組入額 443 (注)2
新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは 原則としてできない。

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします

# (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第 4 四半期連結会計期間 (自 平成22年12月 1 日 至 平成23年 2 月28日)	第 1 四半期連結会計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
当該四半期会計期間に権利行使され た当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係 る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係 る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係 る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における 権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数の累 計(個)	102	102
当該四半期会計期間の末日における 当該行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	445,566	445,566
当該四半期会計期間の末日における 当該行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等に係る累計の平均行使価 額等(円)	2,288	2,288
当該四半期会計期間の末日における 当該行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)	1,019	1,019

# (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

# (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月1日~ 平成23年5月31日		800,446,214		199,054		264,963

# (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

# (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年2月28日現在で記載しております。

# 【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 35,215,900 (相互保有株式) 普通株式 177,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 764,822,900	7,648,229	
単元未満株式 (注)	普通株式 229,514		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	800,446,214		
総株主の議決権		7,648,229	

<sup>(</sup>注) 上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、自己株式等が以下のとおり含まれております。 イオン(株) 86株

### 【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) イオン(株)	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地1	35,215,900		35,215,900	4.40
(相互保有株式) (㈱タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目 9番7号	177,900		177,900	0.02
計		35,393,800		35,393,800	4.42

# 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月
最高(円)	1,042	982	984
最低(円)	818	916	921

<sup>(</sup>注) 上記の株価は東京証券取引所(市場第一部)によるものであります。

# 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

# 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

#### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	197,143	320,212
受取手形及び売掛金	455,826	416,548
有価証券	4,503	4,509
たな卸資産	1 322,427	308,951
繰延税金資産	54,912	40,728
営業貸付金	287,887	293,427
その他	186,926	178,329
貸倒引当金	56,244	53,245
流動資産合計	1,453,381	1,509,462
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	975,574	910,075
工具、器具及び備品(純額)	111,743	108,186
土地	363,929	354,029
建設仮勘定	13,376	24,796
その他(純額)	12,188	9,980
有形固定資産合計	1,476,813	2 1,407,068
無形固定資産		
のれん	76,981	74,753
ソフトウエア	29,940	27,514
その他	13,799	15,098
無形固定資産合計	120,721	117,365
投資その他の資産		
投資有価証券	270,790	274,507
繰延税金資産	84,315	63,981
差入保証金	318,799	324,916
その他	109,175	92,330
貸倒引当金	15,018	15,004
投資その他の資産合計	768,061	740,731
固定資産合計	2,365,597	2,265,166
資産合計	3,818,978	3,774,628

	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成23年 5 月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	603,391	640,114
短期借入金	78,005	52,065
1年内返済予定の長期借入金	215,013	217,028
1年内償還予定の社債	35,233	15,311
コマーシャル・ペーパー	5,000	5,410
未払法人税等	13,950	44,838
賞与引当金	31,532	17,991
店舗閉鎖損失引当金	7,839	8,397
ポイント引当金	13,851	12,070
災害損失引当金	17,425	-
その他の引当金	610	1,472
設備関係支払手形	59,480	30,861
その他	343,643	373,349
流動負債合計	1,424,977	1,418,913
固定負債		
社債	215,016	215,209
新株予約権付社債	99,972	99,976
長期借入金	555,959	547,624
繰延税金負債	7,145	8,390
退職給付引当金	5,689	8,271
店舗閉鎖損失引当金	1,597	2,448
利息返還損失引当金	14,284	16,017
その他の引当金	4,339	4,095
資産除去債務	38,434	-
長期預り保証金	219,504	216,844
その他	27,635	17,601
固定負債合計	1,189,577	1,136,478
負債合計	2,614,555	2,555,391
純資産の部		
株主資本		
資本金	199,054	199,054
資本剰余金	264,963	264,963
利益剰余金	486,337	496,648
自己株式	61,452	61,458
株主資本合計	888,903	899,208
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	100	3,401
繰延ヘッジ損益	1,614	1,225
為替換算調整勘定	13,112	14,012
評価・換算差額等合計	14,626	11,836
新株予約権	1,338	1,118
少数株主持分	328,808	330,746
純資産合計	1,204,423	1,219,236
負債純資産合計	<del></del>	
只使就具压口引	3,818,978	3,774,628

# (2)【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
売上高	1,089,042	1,069,718
売上原価	796,539	785,501
売上総利益	292,503	284,216
その他の営業収入	125,486	130,242
営業総利益	417,989	414,459
販売費及び一般管理費	396,208	386,157
営業利益	21,781	28,301
営業外収益		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
受取利息	1,347	703
受取配当金	111	380
負ののれん償却額	2,848	2,764
その他	3,398	2,910
営業外収益合計	7,706	6,758
営業外費用		
支払利息	2,834	2,513
持分法による投資損失	542	409
その他	1,386	1,259
営業外費用合計	4,764	4,183
経常利益	24,723	30,877
特別利益		
子会社株式売却益	18,135	-
退職給付引当金戻入額	-	2 1,453
受取保険金	-	3 2,572
その他	4,465	3,212
特別利益合計	22,601	7,238
特別損失		
減損損失	2,295	1,410
災害による損失	-	30,617
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	17,773
その他	2,510	3,128
特別損失合計	4,805	52,930
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	42,519	14,814
法人税、住民税及び事業税	15,061	11,365
法人税等調整額	3,339	33,894
法人税等合計	18,400	22,529
少数株主損益調整前四半期純利益	-	7,715
少数株主利益	4,849	1,953
四半期純利益	19,269	5,762

(単位:百万円)

#### (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第1四半期連結累計期間 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 (自 平成23年3月1日 至 平成22年5月31日) 至 平成23年5月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四 42,519 14,814 半期純損失() 減価償却費 34,243 33,420 のれん償却額 1,759 2,180 負ののれん償却額 2,848 2,764 貸倒引当金の増減額( は減少) 7,233 9,329 利息返還損失引当金の増減額( は減少) 1,709 1,733 12,932 賞与引当金の増減額( は減少) 12,832 退職給付引当金の増減額( は減少) 2,581 78 店舗閉鎖損失引当金の増減額( は減少) 72 145 災害損失引当金の増減額 ( は減少) 17,425 受取利息及び受取配当金 1.459 1,084 支払利息 2,834 2,513 持分法による投資損益( は益) 542 409 2,295 1,410 減損損失 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 17,773 子会社株式売却損益( は益) 18,135 売上債権の増減額( は増加) 38,408 58,648 たな卸資産の増減額(は増加) 2,608 12,559 営業貸付金の増減額( は増加) 8,229 5.921 仕入債務の増減額( は減少) 59,804 38,854 その他の資産・負債の増減額 37,933 33,360 その他 656 607 小計 77,732 58,604 利息及び配当金の受取額 1,501 1,550 利息の支払額 2,506 2,495 法人税等の支払額 31,783 42,409 営業活動によるキャッシュ・フロー 101,959 110,520 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 398 有価証券の売却による収入 522 有形固定資産の取得による支出 53.770 50,679 有形固定資産の売却による収入 2,872 694 投資有価証券の取得による支出 1,060 465 投資有価証券の売却による収入 1.506 0 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ 1,116 る支出 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ 1,496 365 る収入 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ 10,121 る支出 貸付金の回収による収入 44,653 155 差入保証金の差入による支出 2,658 2,317 差入保証金の回収による収入 8,074 7,380 預り保証金の受入による収入 7,581 6,862 預り保証金の返還による支出 5,150 4,460 その他 2,295 5,357 投資活動によるキャッシュ・フロー 8,747 48,937

四半期報告書

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減 額( は減少)	22,040	23,674
長期借入れによる収入	65,364	51,350
長期借入金の返済による支出	64,960	50,874
社債の発行による収入	-	19,893
社債の償還による支出	271	126
配当金の支払額	15,304	16,069
少数株主への配当金の支払額	4,471	4,497
その他	93	188
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,304	23,160
現金及び現金同等物に係る換算差額	159	1,197
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	116,804	126,539
現金及び現金同等物の期首残高	280,521	306,820
現金及び現金同等物の四半期末残高	163,716	180,280

# 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	以下の5社を新たに連結子会社としました。
	設立: AEON FANTASY (MALAYSIA) SDN.BHD.
	AEON CREDIT SERVICE INDIA PRIVATE LIMITED
	AEON MICRO FINANCE (SHENYANG) CO.,LTD.
	株式取得:㈱カジタク
	株式の追加取得:
	エイ・ジー・サービス㈱
	_ , , , _ , , , , , , , , , , , , , , ,
	以下の2社を連結から除外しました。
	合 併:(株)マイカル
	イオンベーカリーシステム(株)
	イオンビッグ㈱は当第1四半期連結会計期間に社名変更しました。
	(旧社名:(株)マイカル東北)
	イオンベーカリー(株) は当第 1 四半期連結会計期間に社名変更しまし
	た。(旧社名:(株)マイカルカンテボーレ)
2 持分法の適用に関する事項の変更	以下の1社を新たに持分法適用会社としました。
2 特別法の週份に関する事項の及吏	株式取得: ROBINSONS CONVENIENCE STORES, INC.
	TATULANTE STORES, THE
	以下の1社を持分法適用会社から除外しました。
	連結子会社へ移行:
	エイ・ジー・サービス(株)
	(1) 資産除去債務に関する会計基準等
	当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基
	準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に
	関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年
	3月31日)を適用しております。
	これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ521百万円減少し、税
	金等調整前四半期純利益は18,295百万円減少しております。また、当会
	計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は38,050百万円であ
	ります。
	(2) 持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関
	する当面の取扱い
	当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業
	会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社
	の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3
	月10日)を適用しております。

### 【表示方法の変更】

当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

### (四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間においては、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

## 【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

## (災害損失引当金の計上基準)

東日本大震災により被害を受けた固定資産の復旧費用等のうち、当第1四半期連結会計期間末後に発生すると 見込まれる金額を見積り計上しております。

# 【注記事項】

### (四半期連結貸借対照表関係)

(四半期連結貸借対照表関係)	
当第 1 四半期連結会計期間末 (平成23年 5 月31日)	前連結会計年度末 (平成23年 2 月28日)
1 たな卸資産の内訳	1 たな卸資産の内訳
商品 317,511 百万円	商品 302,090 百万円
原材料及び貯蔵品 4,916	原材料及び貯蔵品 6,860
計 322,427	計 308,951
2 有形固定資産の減価償却累計額	2 有形固定資産の減価償却累計額
1,057,838 百万円	1,023,259 百万円
3 のれん及び負ののれん	3 のれん及び負ののれん
のれん及び負ののれんは相殺表示しております。	のれん及び負ののれんは相殺表示しております。
相殺前の金額は次のとおりであります。	相殺前の金額は次のとおりであります。
のれん 93,706 百万円	のれん 94,242 百万円
負ののれん 16,725	負ののれん 19,489
差引 76,981	差引 74,753
4 偶発債務	4 偶発債務
(借入債務等の保証額)	(借入債務等の保証額)
(1) 取引先等の借入金に対する保証	(1) 取引先等の借入金に対する保証
一般顧客 13,964 百万円	一般顧客 11,064 百万円
上記金額には、外貨保証金額297百万円(23,498千	上記金額には、外貨保証金額336百万円(27,402千
元)が含まれております。	元)が含まれております。
(2) 経営指導念書等	(2) 経営指導念書等
提出会社は、主要な関連会社の資金調達に関連し	同左
て、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと	
等を約した経営指導念書等を金融機関等に対し	
て差し入れております。なお、上記経営指導念書	
等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処	
理及び表示に関する監査上の取扱い」(平成11	
年 2 月22日 日本公認会計士協会監査委員会報	
告第61号)に基づく保証類似行為に該当するも	
のはありません。	
(3) 特別目的会社等との取引	(3) 特別目的会社等との取引
一部の連結子会社は、フォレスター特定目的会社	同左
との間で、同社が当該連結子会社に賃貸する建物	
の建設資金の調達のために発行した社債の元本	
相当額(8,700百万円)を、建物の賃貸借期間終了	
時に同社へ支払い、当該建物の処分価額の一部等	
を同社から受取ることを約した契約を締結して	
おります。	
一部の連結子会社は、(有)ネオパス・エフアイエ	同左
ス(特別目的会社)と建物賃貸借契約を締結して	
おりますが、解約不能期間終了時において同社が	
土地信託受益権を売却し売却損失が発生した場	
合には、当該売却損失のうち4,400百万円を限度	
額として同社に支払う契約を締結しております。	
但し、当該土地信託受益権の売却額が取得価額の	
50%を下回る場合には、当該連結子会社は上記の	
限度額に加え、売却額が取得価額の50%を下回っ	
た額の半分(最大で5,150百万円)についても、同	

社に支払う契約となっております。

### 当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)

(有) タカクラ・ファンディング・コーポレーション(特別目的会社)他1社は、一部の連結子会社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借入れておりますが、当該連結子会社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関が当該特別目的会社に対する貸付権の一部(当第1四半期連結会計期間末現在8,775百万円)を当該連結子会社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。なお、当該契約により当該連結子会社は当該特別目的会社に場合には、当該連結子会社は当該特別目的会社との建物により当該連結子会社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約(当第1四半期連結会計期間末現在の解約不能期間の未経過リース料9,985百万円)を終了することができます。

#### 前連結会計年度末 (平成23年2月28日)

(有)タカクラ・ファンディング・コーポレーション(特別目的会社)他1社は、一部の連結子会社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借入れておりますが、当該連結子会社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関が当該特別目的会社に対する貸付債権の一部(当連結会計年度末現在8,775百万円)を当該連結子会社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。なお、当該契約により当該連結子会社が貸付債権を取得した場合には、当該連結子会社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約(当連結会計年度末現在の解約不能期間の未経過リース料10,656百万円)を終了することができます。

#### (四半期連結損益計算書関係)

(四干期理益損益計算書関係)	
前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 23,919 百万円	広告宣伝費 24,116 百万円
貸倒引当金繰入額 7,666	貸倒引当金繰入額 6,359
従業員給料及び賞与 128,553	従業員給料及び賞与 126,461
賞与引当金繰入額 13,451	賞与引当金繰入額 13,540
法定福利及び厚生費 21,177	法定福利及び厚生費 20,947
水道光熱費 19,727	水道光熱費 18,023
減価償却費 32,196	減価償却費 31,281
修繕維持費 22,377	修繕維持費 23,035
地代家賃 67,920	地代家賃 65,942
のれん償却額 1,759	のれん償却額 1,790
	一部の連結子会社において退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行したことによる退職給付制度の終了益であります。  3 受取保険金東日本大震災及び静岡県東部を震源とする地震による被害に対応するものであります。  4 災害による損失東日本大震災及び静岡県東部を震源とする地震により被害を受けた損失額であり、その主な内容は以下のとおりであります。  修繕費 16,625 百万円
	商品破損 5,262
	その他 8,729
	計 30,617
	上記のうち、災害損失引当金に繰り入れた金額は 17,425百万円であります。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間	当第 1 四半期連結累計期間		
(自 平成22年3月1日	(自 平成23年 3 月 1 日		
至 平成22年5月31日)	至 平成23年 5 月31日)		
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年5月31日現在)		
現金及び預金 181,790百万円	現金及び預金 197,143百万円		
預入期間が3ヶ月超の定期預金 14,581	預入期間が3ヶ月超の定期預金 13,691		
負の現金同等物としての当座借越 2,449	負の現金同等物としての当座借越 3,263		
保険料預り金等 1,041	預け金 92		
現金及び現金同等物 163,716百万円	現金及び現金同等物 180,280百万円		
2 貸付金の回収による収入 当連結会計年度の期首において連結の範囲から除 外した米国のタルボット社からの貸付金の返済額 (44,480百万円)を含んでおります。			

## (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末		
普通株式(千株)	800,446		

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第 1 四半期 連結会計期間末		
普通株式(千株)	35,287		

#### 3 新株予約権等に関する事項

O 331 M1 3 M3 IE 13			
区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
相山人社	第2回新株予約権	普通株式	289
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権		323
連結子会社	ストック・オプションとして の新株予約権		726
	合計		1,338

## 4 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 4 月14日 取締役会	普通株式	16,069	21	平成23年 2 月28日	平成23年 4 月27日	利益剰余金

<sup>(</sup>注) 1株当たり配当額には、特別配当3円を含んでおります。

#### (セグメント情報等)

### 【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	981,171	120,296	28,818	84,242	1,214,529		1,214,529
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	10,041	2,922	12,786	179,108	204,859	(204,859)	
計	991,212	123,219	41,605	263,350	1,419,388	(204,859)	1,214,529
営業利益又は営業損失( )	2,880	1,301	9,203	9,199	19,982	1,798	21,781

#### (注) 1 事業区分の方法

事業は、グループ内の事業展開を基準として区分しております。

- 2 各事業区分の主要な内容
  - (1) 総合小売事業......ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア(GMS)、スーパーマーケット、コンビニエンスストア及び百貨店等
  - (2) 専門店事業................婦人服、ファミリーカジュアルファッション、ヘルス&ビューティー及び靴等 を販売する専門店
  - (3) ディベロッパー事業.....商業施設を開発・賃貸運営するディベロッパー
  - (4) サービス等事業......金融、アミューズメント、外食、店舗メンテナンス、卸売業等
  - (注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

### 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	日本 アジア等 (百万円) (百万円)		計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	1,145,663	68,865	1,214,529		1,214,529
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	614	867	1,482	(1,482)	
計	1,146,277	69,733	1,216,011	(1,482)	1,214,529
営業利益	16,754	3,342	20,097	1,683	21,781

- (注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域
  - (1) 国又は地域の区分の方法………地理的近接度によっております。
  - (2) 各区分に属する主な国又は地域……..アジア等:中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシアタイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、米国
  - (注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

#### (追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社(THE TALBOTS, INC.:イオンUSA社 (AEON(U.S.A.), INC.)の子会社)は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、北米事業の重要性がなくなったため、当第1四半期連結累計期間より「北米」は「アジア等」に含めて記載しております。なお、当第1四半期連結累計期間における「北米」の営業収益は零、営業損失が43百万円であります。

#### 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	68,865	68,865
連結営業収益(百万円)		1,214,529
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	5.7	5.7

- (注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域
  - (1) 国又は地域の区分の方法......地理的近接度によっております。
  - (2) 各区分に属する主な国又は地域……..アジア等:中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシアタイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、米国
  - 2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業 収入の合計額であります。

### (追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社(THE TALBOTS, INC.: イオンUSA社(AEON(U.S.A.), INC.)の子会社)は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、当第1四半期連結累計期間における「北米」の海外営業収益は零となっております。

### 【セグメント情報】

#### 1 報告セグメントの概要

当社は「委員会設置会社」を経営統治形態としています。経営の監督と執行の機能を各々取締役と執行役に明確に分離し、中長期目標の達成に向けて執行役に大幅な権限委譲を図ることで、迅速な経営の意思決定を実現しています。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社(純粋持株会社)の下、GMS事業(総合スーパー)を核とした小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

したがって、報告セグメント及びその他事業セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

GMS事業.....総合スーパー

SM事業.....スーパーマーケット

戦略的小型店事業......コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット、弁当惣菜専門店

総合金融事業.....クレジットカード事業

ディベロッパー事業......ショッピングセンターの開発及び賃貸

サービス事業......総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食専門店事業.....ファミリーカジュアルファッション、婦人服、靴等を販売する専門店

アセアン事業.....アセアン地区における小売事業

中国事業......中国における小売事業

その他事業.....ディスカウントストア、ドラッグストア、Eコマース等

#### 2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

	G M S (百万円)	S M (百万円)	戦略的 小型店 (百万円)	総合金融 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	594,808	270,092	48,863	34,479	27,995	46,505
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	12,988	393	35	5,457	9,228	27,004
計	607,796	270,486	48,899	39,936	37,223	73,510
セグメント利益又は損失( )	2,690	4,009	865	4,493	9,212	3,414

	専門店 (百万円)	アセアン (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (注)1、2 (百万円)	合計 (注)3 (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	68,394	21,493	27,760	58,151	1,417	1,199,961
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	2,136	1	41	674	57,963	
計	70,531	21,494	27,802	58,825	56,546	1,199,961
セグメント利益又は損失( )	923	1,461	787	459	2,749	28,301

- (注) 1 外部顧客への営業収益の調整額1,417百万円の主な内訳は、報告セグメントにおいて総額表示している一部の 取引に関する四半期連結財務諸表の純額表示への調整額 25,603百万円、事業セグメントに帰属しないグ ループ内の商品供給等を行っている会社の営業収益27,002百万円であります。
  - 2 セグメント利益の調整額2,749百万円の主な内訳は、事業セグメントに配分していない純粋持株会社の利益 1,697百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の利益2,307百万円、セ グメント間取引消去 725百万円であります。
  - 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要な減損損失はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

#### (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第20号 平成20年3月21日)を適用しております。 (ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日) 四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

資産除去債務が、当第1四半期連結会計期間の期首に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略 しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末		前連結会計年度末			
(平成23年 5 月31日)		(平成23年 2 月28日)			
1株当たり純資産額	1,142円61銭	1株当たり純資産額	1,159円73銭		

## (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

(左) ・「水コルフルの英屋版の弁定工の宝版		
項目	当第 1 四半期 連結会計期間末 (平成23年 5 月31日)	前連結会計年度末 (平成23年 2 月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,204,423	1,219,236
普通株式に係る純資産額(百万円)	874,276	887,371
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	328,808	330,746
普通株式の発行済株式数(千株)	800,446	800,446
普通株式の自己株式数(千株)	35,287	35,290
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	765,158	765,155

## 2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)		当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	25円18銭	1株当たり四半期純利益金額	7円53銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	22円03銭	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	6円58銭

## (注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
四半期純利益(百万円)	19,269	5,762
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	19,269	5,762
普通株式の期中平均株式数(千株)	765,135	765,158
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
連結子会社が発行した新株予約権に係る持分変動 差額	32	26
支払利息等(税額相当額控除後)	22	22
四半期純利益調整額(百万円)	10	4
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	108,930	109,389
(うち新株予約権付社債)	(108,759)	(109,127)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

(剰余金の配当)

平成23年4月14日開催の取締役会において、剰余金の配当につき次のとおり決議しました。

(1) 配当金の総額

16,069百万円

(2) 1株当たり配当額

21円00銭

(3) 効力発生日

平成23年4月27日

なお、1株当たり配当額には、特別配当3円を含んでおります。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月12日

イオン株式会社 取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	Ш	陽	— <b>b</b>	(IS		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市	Ш	育	義			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟			_	成		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東	葭	葉	子			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社の平成22年 5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月13日

イオン株式会社 取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	Ш	陽	一良	ß		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市	Ш	育	義			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟			_	成		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東	葭	葉	子			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社の平成23年 5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。